

第8章 資料編

1 取組事例紹介

(1) シルバーリハビリ体操指導士の養成

● シルバーリハビリ体操とは

シルバーリハビリ体操とは、主に高齢者の介護予防を目的にして、茨城県立健康プラザの大田仁史先生が考案された体操です。年を重ねるごとに動かしづらくなる関節の動きを維持・拡大するとともに、筋肉を伸ばすことで、立つ・座る・歩くなど、日常生活の動作をラクにする効果があり、「シルリハ体操」の愛称で親しまれています。

● シルバーリハビリ体操指導士について

シルバーリハビリ体操を通じた、地域における介護予防推進の担い手を養成するため、北海道リハビリテーション専門職協会や社会福祉協議会等の協力の下で、とまこまいシルバーリハビリ体操指導士養成講座を実施しています。

令和2年度から実施し、令和5年度までに累計79名の指導士を養成しています。

指導士となった方が主体となって活動を開始している団体も増えてきており、サロンや教室が新たに開設されているほか、地域包括支援センターや地域の方などと連携して活動をしています。また、町内会等が運営するふれあいサロンに指導士が出向いて活動するなど、住民が主体となり、自助や互助の意識を持った介護予防の取組が徐々に地域に浸透してきています。

養成した指導士が社会的な役割を有する地域の担い手として継続して活動できるよう、定期的に研修会を開催し、活動方法や推進体制等についての助言や意見交換等を行っています。

● 活動の様子



(2) 苫小牧市社会福祉協議会「だけボラ」

だけボラ とは

だけボラとは、「これだけならできるボランティア」の略称です。

地域のちょっとした困りごとを解消するため、経験や趣味等を活かし、「だけボラ」として活動を行っています。一人ひとりの得意なこと、できることが「だけボラ」活動となり、住民同士の支え合いを通じて、住み慣れた地域で暮らし続けていくために日々活動しています。

令和5年12月時点で、156人のボランティアの方に登録いただいています。

主な活動内容

- 日常生活のちょっとした困りごとに対する主な活動例

- ▶ 掃除・洗濯、電球の交換 だけ
- ▶ ゴミ出し・分別 だけ
- ▶ 草むしり・草刈り、木の剪定 雪かき だけ
- ▶ スマホ操作を教える だけ
- ▶ 市営住宅に灯油のポリタンクを運ぶ だけ

中層階公営住宅(備付けホームタンク付)在住の方を対象に、市内の高校生と企業、燃料店等の協力により、月2回程度、灯油ポリタンクを運ぶだけボラ活動を行っています。

<だけボラの実例>

- ・両手首を骨折した影響により一時的に握力等が著しく低下した方に対し、ペットボトルキャップの開閉や、顔拭き用おしぼりを用意するだけボラ。
- ・季節ごとの衣替えのため、傾聴しながら衣装棚を整理するだけボラ。
- ・施設入所に伴い、本人の意向を確認しながら必要なものを準備するだけボラ。
- ・老後に備えて環境整備のため、タンス等を大型ごみとして搬出するだけボラ。
- ・加齢により困難なカーテンの取り外し、洗濯等の一部家事をサポートするだけボラ。

活動の様子



● だけボラの活動が地域とのつながりを生み、次世代交流となっている活動例

▶ だけボラ農園

苫小牧市内に5か所ある農園で、野菜づくりを通じた屋外での交流を実施しています。また、市内の小学生等が自然学習の一環として収穫作業を行っています。さらに、収穫した農作物は子ども食堂へ寄贈し、多世代交流の機会を図っています。

▶ 駅前の花壇整備

有志のボランティア団体を中心に、駅前の花壇整備や清掃作業等を実施しています。この活動を通じて、環境整備を行っていくとともに、参加者同士や地域との交流・つながりの創出を推進しています。

▶ 小・中学生の長期休暇中の宿題のお手伝い（学習会）

市内の高校生が、小・中学生に対し宿題や普段の勉強でわからない内容を教える学習会を実施しています。また、学校でのちょっとした悩みやクラブ活動、将来についてのことなども話し合える「なんでも相談会」も同時に開催しています。

活動の様子



(3) 認知症カフェ（ほっとカフェ）

認知症カフェ（ほっとカフェ）とは

認知症カフェ（通称：ほっとカフェ）は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができ、かつ、介護者の介護負担を図り、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進することを目的として、苫小牧市の認知症地域支援・ケア向上推進事業で実施している事業です。認知症ケアの経験がある専門職等が、認知症の人が自宅での生活を続けるためのアドバイスや病院受診に関する相談等に応じるほか、参加者同士が会話を楽しんだり、レクリエーションを通して交流する場として、令和5年12月末現在で、市内11か所に開設しています。

対象者と開催場所

● 対象者

- ▶ 認知症の方とその家族
- ▶ 認知症に関心のある地域住民の方
- ▶ 認知症に関わる専門職の方

● 開催場所

- ▶ 同じ悩みを持つ方や専門職との茶話会が中心のカフェです。

カフェ名	所在地	カフェ名	所在地
はあ〜と店	のぞみ町	あじさい店	啓北町
ときわ店		Cocoro's(ココロズ)店	錦町・東開町
cafe ひだまり店	豊川町	わすれな草店	沼ノ端中央

- ▶ レクリエーションやプログラムを通して交流するカフェです。

カフェ名	所在地	カフェ名	所在地
コスモス店	しらかば町	いきいき店	三光町・双葉町
はっぴ〜しんとみ店	新富町	勇遊カフェ店	勇払
ふれんどサロン店	表町		

活動の様子



(4) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは

認知症を理解し、認知症の方やその家族を見守る『応援者（サポーター）』です。認知症サポーターになるには、「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。この養成講座では、地域や職場・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーターとして何ができるかなどについて、おおむね1時間から1時間半程度で学ぶことができます。

認知症サポーターの活動は認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で接することがスタートです。

本市では若い世代への認知症サポーター養成にも力を入れており、小学校高学年を対象にした認知症キッズサポーター養成講座、中学生を対象にした認知症サポーター中学生養成講座も実施しています。令和5年12月末現在で、32,852人のサポーターを養成しています。

認知症サポーターの活動

認知症サポーターは何か特別なことをする人ではありません。決まった活動はなく、日常生活の中でできることをするものです。地域で困っている人を見かけたら声をかけるなど、自分でできる範囲で活動し、認知症の人やその家族の「応援者」となります。

たとえば、認知症の人が困っている様子を見かけたら「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけてみることも活動の1つです。

認知症サポーターの温かい目が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにつながっていきます。

活動の様子



2 苫小牧市介護保険事業等運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の推進並びに高齢者保健福祉事業及び介護保険事業（以下「介護保険事業等」という。）の円滑かつ適切な実施にあたり、広く市民及び関係者の意見を反映させるため、苫小牧市介護保険事業等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画等の策定に関する事項
- (2) 介護保険事業計画等の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 介護保険事業等における施策の実施及び推進に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 介護保険事業等に関し学識又は経験を有する者
- (3) 介護サービスを提供する事業者及び施設を代表する者

3 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。ただし、公募委員については連続して2期を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第8条 委員会の会議及び会議録（以下、「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委

員会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 苫小牧市介護保険事業等運営委員会委員名簿

(敬称略) 令和6年3月31日現在

	団 体 名 等	氏 名
委員長	苫小牧市医師会	堀田 哲也
副委員長	苫小牧歯科医師会	阿部 雅人
委員	北海道看護協会苫小牧支部	秋山 悦子
	苫小牧市ボランティア連絡協議会	伊藤 純子
	苫小牧市老人クラブ連合会	井上 啓一
	苫小牧市民生委員児童委員協議会	榎本 郁子
	苫小牧ケアマネージャー連絡会	及川 治晃
	苫小牧市社会福祉協議会	小倉 正哉
	高齢者等の地域ケアを進める会	木村 明人
	北海道老人保健施設協議会	竹瀬 聖慈
	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会	田中 崇雄
	北海道薬剤師会苫小牧支部	寺口 元
	公 募 委 員	中尾 宏之
	公 募 委 員	梁田 京子

4 苫小牧市介護保険事業等運営委員会 開催経過

開催日	議事内容
令和4年8月(書面開催)	・第7期介護保険事業計画の総括について
令和4年11月21日	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ・第8期介護保険事業計画の進捗状況等について ・第9期介護保険事業計画策定に向けたスケジュール及びアンケート調査の実施について
令和5年7月25日	・第8期介護保険事業計画の進捗状況等について ・第9期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査結果について ・第9期介護保険事業計画の基本方針について
令和5年11月27日	・第9期介護保険事業計画の素案について
令和6年3月19日	・第9期介護保険事業計画について

5 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画では、地域住民、行政や企業との協働利用するための各施策について、SDGsのゴール（目標）に紐づけを実施しました。



目標 1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
目標 6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標 8（経済成長・雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10（不平等）	国内及び各国家間の不平等を是正する
目標 11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14（海洋資源）	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

6 用語集

《か行》

介護医療院

地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え、「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。

介護予防支援

要支援1又は要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行うこと。

介護予防住宅改修

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、住所地（住民票に登録されている住所）の住宅に手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に（うち1割～3割が自己負担）費用を支給するサービス。

介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービス。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、福祉施設に短期間入所し、宿泊しながら日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービス。

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、医療施設に短期間入所し、宿泊しながら医療上のケアを含む介護を受けられるサービス。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

介護予防特定施設入居者生活介護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援2の認定を受けた方を対象として、認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせ、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などが受けられるサービス。

介護予防福祉用具貸与

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービス。

介護予防訪問看護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、疾患等を抱えている方を看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行うサービス。

介護予防訪問入浴介護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行うサービス。

介護予防訪問リハビリテーション

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行うサービス。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。

介護予防居宅療養管理指導

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行うこと。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。

介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、又は必要に応じて訪問看護などが受けられるサービス。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和6年1月に施行されたもの。国・地方公共団体は、7つの基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

居宅介護支援

介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うこと。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行うこと。

軽費老人ホーム

身体機能の低下や高齢により独立して生活するには不安が認められる60歳以上の方が入所でき、生活相談や入浴、食事等のサービスを受けられる施設。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

《さ行》

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、安否確認、生活相談サービスを提供する民間住宅。

住宅改修

住所地（住民票に登録されている住所）の住宅に手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に（うち1割～3割が自己負担）費用を支給するサービス。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービス。

《た行》

短期入所生活介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービス。

短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設に短期間入所して、宿泊しながら、医療上のケアを含む介護を受けられるサービス。

地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケア会議

介護保険法において、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものと規定されている会議。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、グラフ等を用いた見やすい形で提供される。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関のこと。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービス。

地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通うことで、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行うサービス。利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービス。

通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。

特定介護予防福祉用具販売

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を1年につき10万円を上限に（うち1割～3割は自己負担）支給するサービス。

特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

特定福祉用具販売

申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を1年につき10万円を上限に（うち1割～3割は自己負担）支給するサービス。

とまこまい医療介護連携センター

医療や介護が必要になっても人生の最期まで住み慣れたまちで自分らしく暮らしていけるよう、医療や介護を必要とする方やそれを支える方々の連携やサポートを行うセンター。

《な行》

日常生活圏域

地域包括ケアシステムにおいて、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域のこと。

認知症ケアパス

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の進行状況に応じた対応やサービス、相談窓口などを紹介するガイドブックのこと。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターのこと。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などが受けられるサービス。

認知症地域支援推進員

医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人のこと。

《は行》

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービス。

ヘルスプロモーション

WHO（世界保健機関）が提唱する考え方で、「自らの健康を決定づける要因を、自らよりよくコントロールできるようにしていくこと」と定義されている。

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービス。また、要介護1～5の方は、通院などを目的とした乗降介助も利用できる。

訪問看護

疾患等を抱えている方について、看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行うサービス。

訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行うサービス。

《や行》

有料老人ホーム

老人福祉法に規定された高齢者向けの居住施設。高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送る上で必要な「サービス」のうちいずれか1つ以上が附帯している。なお、介護保険法に規定されている介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護は含まない。

苫小牧市 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行：北海道苫小牧市

編集：苫小牧市福祉部介護福祉課

住所：〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話：0144-32-6340

F A X：0144-31-4526

